

横須賀市報

第1771号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正……	14453
訓 令 甲	
◇庁議規程中一部改正……	14454
◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程中一部改正…	〃
◇公印取扱規程中一部改正……	〃
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……	〃
◇指定障害児相談支援事業者の事業の廃止について……	14455
◇市道路線認定について……	〃
◇市道路線認定及び道路区域決定について……	〃
◇市道路線認定、道路区域決定及び供用開始について…	〃
◇路上禁煙地区の指定の変更について……	14456
公 告	
◇換処処分通知の内容の掲示について……	14458
◇市民税・県民税の督促状の公示送達……	〃
◇債権差押調書の公示送達……	〃
◇配当計算書の公示送達……	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……	14459
◇建築基準法に基づく意見の聴取について……	〃
上下水道企業管理規程	
◇水道事業用行政財産使用料徴収規程中一部改正……	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……	〃
◇指定下水道工事店の指定について……	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について……	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について…	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……	14460

規 則

横須賀市規則第17号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月10日

横須賀市長 上地 克 明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表介護保険課の項中

特定給付サービス事業者の指定	同条例第9条の3	90日	を
資金の貸付け	同条例第10条の3	3日	

特定給付サービス事業者の指定	同条例第9条の3	90日	に改
----------------	----------	-----	----

める。

別表第5項の表生活衛生課の項中	20日	を	25日	に
	20日		25日	
	20日		25日	

改める。

別表第7項の表環境管理課の項中

汚染土壌処理業の変更許可	同法第23条第1項	120日	を
--------------	-----------	------	---

汚染土壌処理業の変更許可	同法第23条第1項	120日	に改
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認	同法第27条の2	120日	
汚染土壌処理業の合併及び分割の承認	同法第27条の3	120日	
汚染土壌処理業の相続の承認	同法第27条の4	120日	

める。

別表第8項の表廃棄物対策課の項中

一般廃棄物処理施設設置者の合併等の認可	同法第9条の6第1項	70日	を
---------------------	------------	-----	---

一般廃棄物処理施設設置者の合併等の認可	同法第9条の6第1項	70日	に、
2以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定	同法第12条の7第1項	60日	
2以上の事業者による産業廃棄物処理の特例認定事項の変更認定	同法第12条の7第7項	60日	

産業廃棄物処理施設設置者の合併等の認可	同法第15条の4	70日	を
---------------------	----------	-----	---

産業廃棄物処理施設設置者の合併等の認可	同法第15条の4	70日	に改
産業廃棄物処理業等の許可の更新に関する経過措置の確認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条	70日	

める。

別表第10項の表建築指導課の項中

道路の指定の位置	同法第42条第1項 第5号	30日	を
道路の位置の指定	同法第42条第1項 第5号	30日	
敷地等と道路との関係における接道に関する認定	同法第43条第2項 第1号	30日	に、
仮設興行場等の仮設建築物の許可	同法第85条第4項	30日	を
仮設興行場等の仮設建築物の許可	同法第85条第4項	30日	
存続期間が1年を超える仮設興行場等の許可	同法第85条第6項	60日	に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

横須賀市訓令第1号

庁議規程（平成6年横須賀市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条（見出しを含む。）中「種類」を「名称」に改め、「企画調整会議及び」を削る。

第3条中「企画調整会議（以下「会議」という。）を「部長会議」に、「市長室長、政策推進部長、総務部長、財政部長、議題に関係のある部長（消防局長を含むものとし、上下水道局にあっては上下水道局長及び教育委員会にあっては教育長に限る。以下「関係部長等」という。）及び」を「並びに上下水道局長、教育長、事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）第3条第1項に規定する部長（消防局長、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長を含む。）及び同条第2項に規定する担当部長（以下「部長等」という。）並びに」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「会議」を「部長会議」に改め、同条第2号中「施策の企画立案」を「政策の検討及び決定並びに推進」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第1項中「会議」を「部長会議の会議」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 会議の進行は、政策推進部長が行う。
- 3 会議の議題の説明は、議題に関係のある部長等が行う。
- 4 会議の議題に関係のない部長等は、会議への出席を要しない。

第6条第1項中「関係部長等は、会議」を「部長等は、部長会議の会議」に改め、同条第2項中「招集手続き」を「招集手続」に改め、同条第3項中「関係部長等」を「部長等」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

横須賀市訓令第2号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程（平成29年横須賀市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第5条を次のように改める。

（部会）

第5条 戦略会議に全体調整部会及び専門部会を置くことができる。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（全体調整部会）

第6条 全体調整部会は、個別計画策定における基本的方針、具体的事項等の重要事項に該当しない事項であって庁内横断的なものを検討する。

2 全体調整部会は、委員のうち市長、副市長、上下水道局長及び教育長以外の者をもって組織する。

3 全体調整部会に部会長を置き、財政部長をもって充てる。

4 部会長は、全体調整部会において検討した事項を戦略会議に報告しなければならない。

（専門部会）

第7条 専門部会は、専門的な事項を検討する。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を戦略会議に報告しなければならない。

（委任）

第8条 前2条に規定するもののほか、全体調整部会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

横須賀市訓令第3号

公印取扱規程（昭和28年横須賀市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第5条第3項中「ものと」次に「し、及び当該印影を記録した電磁的記録を廃棄するものと」を加える。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
平成31年 3月31日	こどもプラスNext	横須賀市根岸町4丁目16番1号田中ビル2階	児童発達支援	横須賀市根岸町四丁目16番1号 キャメル・アンド・カンパニー 合同会社 代表社員 小林 栄 太

同	こどもプラスNext	横須賀市根岸町4丁目16番1号田中ビル2階	放課後等デイサービス	横須賀市根岸町四丁目16番1号 キャメル・アンド・カンパニー 合同会社 代表社員 小林 栄太
---	------------	-----------------------	------------	---

横須賀市告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、次に掲げる者から指定障害児相談支援の事業を廃止

する旨の届出がありました。
令和元年7月10日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和元年6月30日	ハッピーサポート 恵心	横須賀市佐野町5丁目11番地	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴幸

横須賀市告示第44号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次の市道の路線を認定します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和元年7月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	起 終 点 点	重要な経過地
-----	---------	--------

7,770	久里浜1丁目2002番の45地先から 久里浜1丁目2002番の17地先まで
-------	--

横須賀市告示第45号

市道路線認定及び道路区域決定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、及び道路の区域を決定します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和元年7月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	起 終 点 点	敷地の幅員	延 長	重要な経過地
7,765	馬堀町3丁目91番の14地先から 馬堀町3丁目88番の9地先まで	メートル 6.2~10.4	メートル 306.9	
7,766	馬堀町3丁目88番の18地先から 馬堀町3丁目61番の12地先まで	5.0~11.3	63.6	
7,767	馬堀町3丁目57番の1地先から 馬堀町3丁目91番の20地先まで	6.2~11.4	113.0	
7,768	馬堀町3丁目88番の32地先から 馬堀町3丁目88番の12地先まで	4.3~ 4.6	31.3	
7,769	馬堀町3丁目57番の4地先から 馬堀町3丁目91番の20地先まで	4.0~ 8.2	25.5	

横須賀市告示第46号

市道路線認定、道路区域決定及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第18条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、道路の区域を決定

し、及び令和元年7月10日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和元年7月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	起 終 点 点	敷地の幅員	延 長	重要な経過地
7,771	長瀬2丁目162番の112地先から 長瀬2丁目162番の121地先まで	メートル 6.0~13.0	メートル 363.2	
7,772	長瀬2丁目162番の148地先から 長瀬2丁目162番の110地先まで	6.0~13.0	257.1	
7,773	長瀬2丁目162番の161地先から 長瀬2丁目162番の155地先まで	6.0~13.0	73.8	
7,774	長瀬2丁目162番の174地先から 長瀬2丁目162番の168地先まで	6.0~13.0	73.8	

7,775	長瀬 2 丁目 162 番の 233 地先から 長瀬 2 丁目 162 番の 229 地先まで	6.0~13.0	73.0	
-------	--	----------	------	--

~~~~~  
横須賀市告示第47号

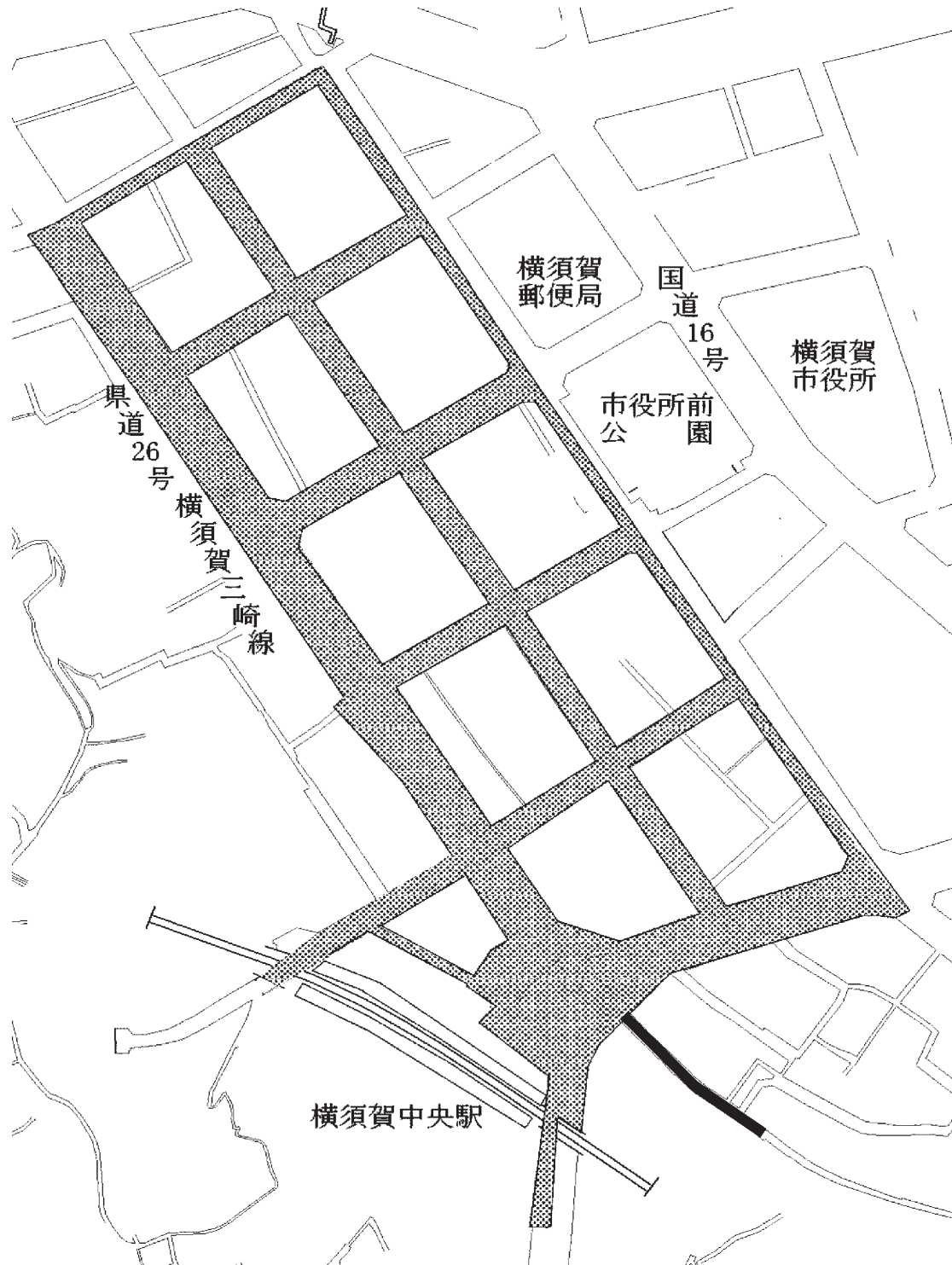
平成19年横須賀市告示第85号（路上禁煙地区の指定について）に係る路上禁煙地区の指定について、ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例（平成9年横須賀市条例第14号）第11条第1項の規定に基づき、その区域図を次のとおり変更します。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 変 更<br>年月日    | 地 区 名              | 変更後の区域図 |
|---------------|--------------------|---------|
| 令和元年<br>10月1日 | 横須賀中央駅周辺路上禁煙<br>地区 | 別図のとおり  |

# 別図 横須賀中央駅周辺路上禁煙地区



凡 例



既に指定している地区



変更し、新たに指定する地区



# 公 告

## 横須賀市公告第39号 (令和元年6月24日) 掲 示 済

茂原市大芝土地区画整理事業の施行に伴う土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による次の方に対する換地処分通知を送付すべき場所を確知することができないので、書類の送付に代えて次の場所にその書類の内容の掲示がされている旨を、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により公告します。

令和元年6月24日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 書類の送付を受けるべき方の住所及び氏名  
横須賀市野比二丁目6番9号ハイツオクネ 203号 生井広美
- 2 掲示場所  
千葉県茂原市大芝 575 番地の 1

## 横須賀市公告第41号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度    | 税 目                      | 期 別     | 発 付 年 月 日   |
|--------|--------------------------|---------|-------------|
| 平成30年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>(普通徴収) | 第 3 期 分 | 平成30年11月29日 |
|        |                          | 第 4 期 分 | 平成31年2月22日  |

(別紙略)

## 横須賀市公告第42号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第43号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

## 横須賀市公告第44号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度    | 科 目              | 備 考                      |
|--------|------------------|--------------------------|
| 平成30年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 3月分の納期限は、令和元年7月19日に変更する。 |
| 令和元年度  |                  | 5月分の納期限は、令和元年7月19日に変更する。 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第45号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度    | 科 目              | 備 考 |
|--------|------------------|-----|
| 平成29年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |
| 平成30年度 |                  | 減額分 |

(別紙略)

## 横須賀市公告第46号 (令和元年7月2日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年7月2日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度    | 種 別     | 月 別    | 発 付 年 月 日   |
|--------|---------|--------|-------------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 3月分    | 平成29年4月28日  |
|        |         | 6月分    | 平成29年7月28日  |
|        |         | 7月分    | 平成29年8月30日  |
|        |         | 8月分    | 平成29年9月29日  |
|        |         | 9月分    | 平成29年10月31日 |
|        |         | 10月分   | 平成29年11月30日 |
|        |         | 11月分   | 平成29年12月28日 |
|        |         | 12月分   | 平成30年1月31日  |
|        |         | 1月分    | 平成30年2月28日  |
|        |         | 2月分    | 平成30年3月30日  |
|        |         | 3月分    | 平成30年4月27日  |
|        |         | 平成30年度 |             |
|        |         | 3月分    | 平成31年4月26日  |
| 平成31年度 |         | 4月分    | 令和元年5月31日   |

(別紙略)

横須賀市公告第47号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横 浜 横 須 賀 42-88  
横 浜 横 須 賀 16-58

横須賀市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和元年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 意見の聴取を行う事項
東京都港区高輪2丁目20番20号京浜急行バス株式会社取締役社長平位武から申請のあった横須賀市長瀬2丁目850番1に事務所、自動車修理工場及びバス待合所を建築する計画について
2 意見の聴取を行う日時
令和元年7月25日（木）午後6時から午後8時まで
3 意見の聴取を行う場所
横須賀市長瀬1丁目9番1号 長瀬町内会館

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第1号

水道事業用行政財産使用料徴収規程（昭和44年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋
別表第2中「200」を「210」に、「1,600円」を「1,680円」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第8号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和元年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 5 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 指定年月日. Row 1: 549, 株式会社三吉商事, 三吉勝久, 横須賀市日の出町二丁目10番地, 令和元年6月25日

横須賀市上下水道局告示第9号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和6年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和元年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 5 columns: 登録番号, 工事店名, 代表者名, 所在地, 指定年月日. Row 1: 須381, 有限会社トーション, 梅野洋, 横浜市瀬谷区竹村町11番地17号, 令和元年6月18日

横須賀市上下水道局告示第10号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店横須賀管工事協同組合は、次のとおり代表者を変更しました。

令和元年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 5 columns: 登録番号, 工事店名, 代表者名 (新, 旧), 所在地. Row 1: 須46, 横須賀管工事共同組合, 鈴木計章, 鈴木透, 横須賀市小川町25番地1

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第2号 (令和元年6月24日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和元年6月24日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和元年6月27日 午後2時
2 会議開催の場所 横須賀市役所第4委員会室
3 会議に付議すべき事項
(1) 文化財専門審議会委員の委嘱について
(2) 教育長の臨時代理による事務の承認について（市立学校

- の授業料等に関する条例中改正議案の提出)
(3) 教育長の臨時代理による事務の承認について（旧市立平作小学校解体工事請負契約の締結議案の提出)
(4) 教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市学校給食運営審議会委員の委嘱等)

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第5号 (令和元年6月21日 掲 示 済)

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延

期します。

令和元年 6 月 21 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 竹 折 輝 隆

登録の移替えを延期する期間

令和元年 6 月 22 日から参議院議員通常選挙の期日まで

## 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 3 号 (令和元年 7 月 1 日)  
掲 示 済

令和元年第 7 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年 7 月 1 日

横須賀市農業委員会  
会長 肥 田 正 好

- 1 日時 令和元年 7 月 10 日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
  - (4) 国有農地の売払いに伴う意見の決定について
  - (5) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
  - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の適用を受ける農地の買受適格証明について
  - (7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について